

## 鹿児島型気候風土適応住宅基準

告示第 786 号第 2 項の規定により鹿児島県において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

告示のイ、ロ若しくはハ又は、次の（１）及び（２）のいずれかに該当すること

（１） 外壁等の構造が告示第 1 項第一号ニ（１）の（ｉ）から（iii）又は次の（iv）から（vii）までのいずれか 1 つ以上に該当すること

（iv） 構造材に用いる木材は、手刻みによる加工を行い、伝統的な仕口を用いたものであること

（v） 貫工法等の伝統的な構法が用いられていること

・ヒキモンや大床（うどこ）を用いた構法も可とする

（vi） 外壁周長の外壁の 1/2 以上が掃き出し窓等の開放的な開口部であること

・掃き出し窓等の開口部の有効高さは 1,700mm 以上とする

（vii） 床下が開放的であること

・石場建てによる開放的な床下であること

（２） 内部の非構造部分等が告示第 1 項第一号ニ（２）の（ｉ）から（iii）までのいずれか 1 つ以上、又は次の（iv）の a~j のいずれか 3 つ以上に該当すること。

（vi） a 屋根下地が平木張りであること

b 床仕上げが畳又は無垢板張り（二重張りとする場合を含む）であること

・玄関、押入、浴室、便所は除く

c 深い軒や庇が設けられていること

・外壁周長の 1/2 以上に、奥行き 750mm 以上の軒や奥行き 450mm 以上の庇が設けられていること

d 瓦葺きの勾配屋根（切妻・寄棟・入母屋）であること

・部分的には金属板葺きも可とする

・熊毛地区及び三島村以南の地域においては全面金属板葺きの勾配屋根も可とする

e 外壁の仕上げがかごしま材の板張り又は土壁、漆喰塗り等（砂漆喰・珪藻土を含む）であること

f 自然通風に配慮した間取り及び開口部配置とし、かつ内部間仕切がある場合は、1/2 以上が県内で製作された木製引戸建具（襖、障子、板戸等）であること

g 幅 750mm 以上の縁側が外壁周長の 1/4 以上設けられていること

h 天井の 1/2 以上が竿縁天井または網代天井等であること

i 使用する構造材はかごしま材や古材とすること

j 地域の植生を活用した生垣を敷地周長の 1/2 以上設けること